

建設改良事業

7,775,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.0%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,280,954千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は319,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	67両

令和6年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1, 216両
2 年間走行距離	126, 239千km
3 年間輸送人員	920, 590千人
4 一日平均輸送人員	2, 522, 164人
5 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	20, 000, 000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	176, 088, 000千円
第1項 営業収益	152, 958, 000千円
第2項 営業外収益	17, 849, 000千円
第3項 特別利益	5, 281, 000千円
収入合計	176, 088, 000千円

支出

第1款 高速電車事業費	167, 940, 000千円
第1項 営業費用	156, 208, 000千円
第2項 営業外費用	11, 732, 000千円
支出合計	167, 940, 000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額45, 836, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	57, 900, 000千円
第1項 企業債	25, 000, 000千円
第2項 一般会計出資金	14, 579, 000千円
第3項 国庫補助金	2, 109, 087千円
第4項 一般会計補助金	2, 343, 430千円
第5項 財産収入	765, 603千円
第6項 有価証券償還金収入	13, 000, 000千円
第7項 雑収入	102, 880千円
収入合計	57, 900, 000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	103, 736, 000千円
第1項 建設改良費	75, 400, 000千円
第2項 企業債償還金	16, 306, 000千円
第3項 投資	12, 000, 000千円
第4項 雑支出	30, 000千円
支出合計	103, 736, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和7年度～令和10年度	79, 374, 000千円
地下鉄補修事業	令和7年度～令和9年度	8, 122, 000千円

地下鉄受託工事	令和7年度～令和9年度	1,629,000千円
合計		89,125,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	23,048,000千円
地下鉄特例債	1,952,000千円
合計	25,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は41,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は8,221,430千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,606,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
建物	再開発事業施設建築物	5,081㎡
	港区浜松町二丁目	
工作物	地下鉄施設	一式

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
建物	事務所及び地下鉄施設	5,414㎡	売払い
	港区浜松町二丁目5番1		

令和6年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	112,762MWh
3 一日平均販売電力量	308,937kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	2,217,000千円
第1項 営業収益	2,197,000千円
第2項 営業外収益	20,000千円
収入合計	2,217,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,380,000千円
第1項 営業費用	1,155,000千円
第2項 営業外費用	225,000千円
支出合計	1,380,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	672,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	672,000千円
支出合計	672,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和7年度～令和8年度	824,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和6年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 557, 090, 000m ³
2 一日平均配水量	4, 266, 000m ³
3 給水件数	8, 198, 000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	30, 600, 000千円
送配水施設整備事業	153, 600, 000千円
給水設備整備事業	11, 800, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	380, 417, 000千円
第1項 営業収益	364, 443, 000千円
第2項 営業外収益	14, 981, 000千円
第3項 特別利益	993, 000千円
収入合計	380, 417, 000千円

支出

第1款 水道経営費	379, 206, 000千円
第1項 営業費用	363, 226, 000千円
第2項 営業外費用	15, 980, 000千円

支出合計 379, 206, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額105, 223, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	62, 634, 000千円
第1項 企業債	57, 201, 000千円
第2項 国庫補助金	603, 000千円
第3項 一般会計出資金	759, 000千円
第4項 固定資産売却収入	63, 000千円
第5項 その他資本収入	4, 008, 000千円
収入合計	62, 634, 000千円

支出

第1款 資本的支出	167, 857, 000千円
第1項 建設改良費	152, 386, 000千円
第2項 企業債償還金	15, 471, 000千円
支出合計	167, 857, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和7年度～令和10年度	167, 108, 000千円
水道維持管理事業	令和7年度～令和9年度	1, 177, 000千円
水道施設補修事業	令和7年度～令和9年度	74, 841, 000千円
徴収事務委託事業	令和7年度～令和11年度	51, 374, 000千円
受託事業	令和7年度～令和8年度	3, 741, 000千円

合 計	298,241,000千円
(企業債)	

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	54,448,000千円
借換債	2,753,000千円
合 計	57,201,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は185,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和6年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業	
(1) 管渠管理延長	16,216,998m
(2) ポンプ所年間揚水量	892,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,789,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	6,033,441件
(5) 主要な建設改良事業	
下水道建設事業	180,000,000千円
2 流域下水道事業	
(1) 管渠管理延長	232,240m
(2) ポンプ所年間揚水量	2,060,000m ³
(3) 年間処理水量	415,800,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業	16,300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	374,410,000千円
第1項 営業収益	296,754,000千円
第2項 営業外収益	77,656,000千円

第2款 流域下水道事業収益	38,138,000千円
第1項 営業収益	23,595,000千円
第2項 営業外収益	14,543,000千円
収入合計	412,548,000千円

支出

第1款 下水道管理費	359,832,000千円
第1項 営業費用	348,545,000千円
第2項 営業外費用	10,194,000千円
第3項 特別損失	993,000千円
第4項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	40,134,000千円
第1項 営業費用	39,759,000千円
第2項 営業外費用	375,000千円
支出合計	399,966,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,028,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	180,637,000千円
第1項 企業債	93,331,000千円
第2項 一般会計出資金	30,088,000千円
第3項 国庫補助金	51,060,000千円
第4項 固定資産売却収入	8,612千円
第5項 建設収入	98,497千円
第6項 その他資本収入	6,050,891千円

第2款	流域下水道事業資本的收入	15,883,000千円
第1項	企業債	1,587,000千円
第2項	一般会計出資金	1,000千円
第3項	国庫補助金	9,800,000千円
第4項	市町村負担金収入	4,475,000千円
第5項	固定資産売却収入	1,000千円
第6項	代替地売却収入	19,000千円
	収入合計	196,520,000千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	335,528,000千円
第1項	下水道建設改良費	217,000,000千円
第2項	企業債償還金	118,528,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	21,020,000千円
第1項	流域下水道改良費	2,500,000千円
第2項	流域下水道建設費	16,300,000千円
第3項	企業債償還金	2,217,000千円
第4項	生活再建対策事業費	3,000千円
	支出合計	356,548,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和7年度～令和10年度	231,649,000千円
下水道維持管理事業	令和7年度～令和8年度	12,322,000千円
下水道施設補修事業	令和7年度～令和8年度	15,873,000千円
下水道施設の撤去	令和7年度	508,000千円

流域下水道建設改良事業	令和7年度～令和9年度	21,425,000千円
流域下水道施設補修事業	令和7年度～令和8年度	1,350,000千円
合 計		283,127,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	83,379,000千円
流域下水道建設事業	1,587,000千円
借換債	9,952,000千円
合 計	94,918,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。